

第1回小金井市男女平等推進審議会（第8期）

日時：平成30年2月14日(水)

午前9時30分～11時30分

場所：市役所第二庁舎 801会議室

次 第

1 議題

- (1) 委嘱状の交付について
- (2) 会長及び副会長の互選について
- (3) 審議会の進め方について
- (4) 男女平等推進審議会（第8期）の審議内容について
 - ア 男女共同参画行動計画の推進について
 - イ (仮称) 男女平等推進センターのあり方について
- (5) その他

2 資料

(1) 会議資料

- 資料1 男女平等推進審議会（第8期）委員名簿
- 資料2 審議会の進め方について（案）
- 資料3 男女平等推進審議会（第7期）開催経過
- 資料4 男女平等推進審議会（第7期）提言書（写）
- 資料5 推進状況報告書（案）

(2) 条例・規則・要綱

- ・ 男女平等基本条例（第5次男女共同参画行動計画P103掲載）
- ・ 男女平等基本条例施行規則

(3) 冊子等

- ・ 第5次男女共同参画行動計画
- ・ 第4次行動計画推進状況調査報告書（平成28年度）
- ・ 男女平等に関する市民意識調査（平成28年4月）
- ・ 男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書（平成28年4月）

※なお、上記2資料は既にお渡ししていますので配付を省略させていただきます。

小金井市男女平等推進審議会委員名簿 (第8期)

自平成30年1月23日

至平成32年1月22日

区 分	氏 名
公 募 市 民	かわはら みき 川原 美紀
	さとう ゆりこ 佐藤 百合子
	せのうえ ゆき 瀬上 ゆき
	はまの ともり 濱野 智徳
	ひの えりこ 日野 絵里子
学 識 経 験 者	うらの ともみ 浦野 知美
	えんざ ちえ 遠座 知恵
	ほんがわ よしみ 本川 交
	まつもと ちほ 松本 千穂
	もりかわ さとる 森川 覚

男女平等推進審議会の進め方について（案）

1 会議について

- (1) 会議は、会長が招集する。（小金井市男女平等基本条例 第31条第1項）
- (2) 会議の成立は、委員の半数以上の出席をもって開催する。（同 第31条第2項）
- (3) 会議は、原則公開とするが、審議会の適正な運営に支障があるときは、非公開にできる。（同 第33条）

2 会議録の作成について

- (1) 会議録の作成方法について（協議事項）
 - ① 原則、全文記録とすることについて

（参考）市民参加条例施行規則第5条

条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(2) 会議録作成作業について

- ア 会議の内容は、原則録音し、業者委託によるテープ反訳を行う。
- イ 校正は、事務局による確認作業の後、各委員が発言部分の確認を行う。
委員の確認の内容は、差別用語、事実誤謬、個人名、名称の誤謬及び漢字の変換ミス等とする。（修正については会長一任とする）
- ウ 各委員による確認作業終了後、会長が確認を行う。
- エ 確定した会議録は、市施設及び市ホームページで公開する。

（参考）会議録の閲覧場所

企画政策課男女共同参画室、情報公開コーナー、議員図書室、図書館本館

3 傍聴及び意見用紙の取扱いについて（協議事項）

- (1) 傍聴の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① 会議は、原則傍聴席を設けるものとする。
 - ② 傍聴者からの意見表明は、意見用紙により行う。（資料2-1意見用紙）
 - ③ 傍聴者からの意見表明について、会長判断により、必要に応じて次回審議会の参考とし、意見に対する質疑応答は行わない。
- ※ 審議会の日程は、市報及びホームページに掲載します。

小金井市市民参加条例施行規則(抜粋) (平成 16 年 3 月 4 日規則第 6 号)

(改正 平成 17 年 2 月 18 日規則第 4 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号 平成 19 年 9 月 20 日規則第 36 号 平成 21 年 9 月 30 日規則第 34 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小金井市市民参加条例(平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例(平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。)第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第 6 条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

小金井市情報公開条例(抜粋) (平成 14 年 9 月 30 日条例第 31 号)

(改正 平成 14 年 12 月 19 日条例第 39 号 平成 18 年 3 月 31 日条例第 24 号 平成 28 年 3 月 29 日条例第 3 号)

第 2 章 市政情報の公開

(市政情報の公開義務)

第 5 条 実施機関は、市政情報の公開請求があったときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該市政情報を公開しなければならない。ただし、当該市政情報に次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合は、公開しないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが一般に必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康もしくは自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報、その他公開することが公益上特に必要と認められる情報

(4) 市政運営に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市と国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかに認められるもの。ただし、当該事務又は事業の公正性、合理性を判断するために必要であると明らかに認められる情報は除く。

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にすること、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を著しく困難にすることが明らかに認められるもの

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害することが明らかに認められるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかなもの

小金井市男女平等推進審議会 (第7期) 開催経過

	日時・場所	内 容	委員の出席	その他(傍聴・保育等)
第1回	平成28年2月19日 (金) 午後1時～3時 於：市役所本庁舎 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱について 会長、副会長の互選について 審議会の進め方について 男女平等推進審議会(第7期)の審議内容について 	10人 (欠席0人)	傍聴者:0 保育 :0
第2回	平成28年5月26日 (木) 午後2時～4時15分 於：前原暫定集会施設 B会議室	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 第5次男女共同参画行動計画の策定について 	9人 (欠席1人)	傍聴者:1 保育 :0 (意見シート 提出2人)
第3回	平成28年7月12日 (火) 午前10時～午後0時5分 於：市役所本庁舎 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書(平成27年度実績)について (仮称) 第5次男女共同参画行動計画(骨子案)について 計画案検討スケジュールの確認 	10人 (欠席0人)	傍聴者:1 保育 :0 (意見シート 提出1人)
第4回	平成28年8月25日 (木) 午前10時～午後0時40分 於：市役所本庁舎 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画施策の推進について (仮称) 第5次男女共同参画行動計画(素案)について 	8人 (欠席2人)	傍聴者:2 保育 :0 (意見シート 提出2人)
第5回	平成28年10月6日 (木) 午後3時～5時25分 於：前原暫定集会施設 B会議室	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 第5次男女共同参画行動計画(素案)について 市民懇談会について 	9人 (欠席1人)	傍聴者:2 保育 :0 (意見シート 提出2人)
第6回	平成28年11月24日 (木) 午後3時～5時15分 於：前原暫定集会施設 B会議室	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 第5次男女共同参画行動計画(素案)について 男女共同参画施策の推進について 	9人 (欠席1人)	傍聴者:0 保育 :0
第7回	平成29年2月9日 (木) 午前10時～午後0時10分 於：前原暫定集会施設 B会議室	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 第5次男女共同参画行動計画(案)について 男女共同参画施策の推進について 	9人 (欠席1人)	傍聴者:0 保育 :0
第8回	平成29年2月24日 (金) 午前10時～正午 於：市民会館・B会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第5次男女共同参画行動計画(案)について 男女共同参画施策の推進について 	10人 (欠席0人)	傍聴者:0 保育 :0
第9回	平成29年7月31日 (月) 午後2時～4時30分 於：市役所本庁舎 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書(平成28年度実績)について 	10人 (欠席0人)	傍聴者:2 保育 :0
第10回	平成29年10月30日 (月) 午後2時～4時 於：市役所本庁舎 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書に対する評価について 今後の推進状況調査報告書の記載について 	6人 (欠席4人)	傍聴者:2 保育 :0 (意見シート 提出2人)
第11回	平成29年12月27日 (水) 午後2時～4時 於：市役所本庁舎 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書に対する評価について 今後の事業評価と進捗管理について 	8人 (欠席2人)	傍聴者:1 保育 :0

【パブリックコメント等】

名称	開催時期	内 容
(仮称) 小金井市第5次男女共同参画行動計画(素案)に関する市民懇談会	平成28年10月16日(日) 午後2時～4時 於：東小金井開設記念館・マロンホール	・(仮称) 第5次男女共同参画行動計画(素案) 説明、質疑応答 場所：東小金井駅開設記念会館 参加人数：3人
(仮称) 小金井市第5次男女共同参画行動計画(素案)に対する意見募集	平成28年12月5日～ 平成29年1月4日	意見提出者：0人

平成29年2月27日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 佐藤 百合子

第4次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と
進捗管理について (提言)

小金井市男女平等推進審議会 (第7期) は、下記の事項について、別紙の
とおり提言いたします。

記

- 1 審議の経過
- 2 第4次男女共同参画行動計画の推進について
 - (1) 男女平等推進審議会における事業評価についての基本的な考え方
 - (2) 平成27年度実績に対する評価及び意見
- 3 今後の事業評価と進捗管理について
- 4 終わりに

1 審議の経過

小金井市男女平等推進審議会（第7期。以下、「審議会」という。）は平成28年1月23日～平成30年1月22日の2年間を任期とし、任期前半の約1年間で8回開催し、次の2点について審議しました。

(1) (仮称) 第5次男女共同参画行動計画（案）について

前期（第6期）審議会において平成27年8月27日に市長から「(仮称) 第5次男女共同参画行動計画（案）」について諮問を受け、審議会で引き続き審議しました。これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「第5次男女共同参画行動計画（案）」を作成しました。なお答申案作成にあたっては、次のことを行いました。

ア 小金井市男女平等に関する市民意識調査及び市職員の意識調査（平成27年9月実施）結果の確認・検討

イ 男女共同参画施策推進行政連絡会議と合同開催による（仮称）第5次男女共同参画行動計画策定に係る研修会の実施（平成28年9月）

ウ 市民懇談会の開催（平成28年10月）

エ 素案に対するパブリックコメント（平成28年12月5日～平成29年1月4日）の実施

(2) 第4次男女共同参画行動計画の推進について

小金井市第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（以下「報告書」という。）（平成27年度実績）について、事業内容と実施状況の検討・評価を行ったほか、進捗を確認するためにどのような報告記載が望ましいかを審議しました。

2 第4次男女共同参画行動計画の推進について

(1) 男女平等推進審議会における事業評価についての基本的考え方

審議会では、第4次男女共同参画行動計画の計画期間である平成25年度から、計画の進捗管理と評価の仕組みづくりとして、年次毎の報告書について、事業内容に対する質疑・確認を行うとともに改善してほしい点など提言してきました。

審議会が事業を評価するに当たっては、市が目指すべき男女共同参画社会「だれもが互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また一人ひとりが輝いて生きることができる社会」という考え方に立ち、意見を述べること

を改めて申し上げます。

(2) 平成27年度実績に対する評価及び意見

父親の家庭参画を促す事業の工夫や土曜日に事業を実施するなど市民が参加しやすい状況を整えている事業があること、前年実績から男女共同参画の効果のあったと思われる視点が増えている事業があること、特に基本目標Ⅱ「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」においては効果のあった事業が増えたこと、これらは評価できる点と考えます。

効果については他の効果を含むと思われる事業もあり、自己評価が控えめであると思われるものもありました。数の増減で評価を測るものではありませんが、評価の際は今一度、他の効果が無かったか見直すことを望みます。

しかし一方で、例年と全く記載内容が変わらない事業も見受けられました。事業内容は同じでも、どのような理由で例年どおりとなったのか、改善の有無など、自己評価したことがわかるよう記載されることを望みます。

3 今後の事業評価と進捗管理について

審議会では、計画の進捗管理と評価の仕組みづくりのさらなる改善をめざし、効果が把握しやすい報告書を作成して進捗管理を行うことが必要であると確認しました。

事業評価にあたっては、数値を記載することが難しい事業や前年度実績の増減のみで効果が測れないものもあります。数値が測れるものはなるべく記載し、増減があったのか現状維持だったのか把握した上で事業効果がどうであったかを記載することが望ましいです。数値を測れない場合も、どのような理由でいかなる効果があったのかを記載することが重要です。このように記載内容を統一することで、評価のばらつきが少なくなると考えました。

また、具体的な記載方法を示し、評価に対する考え方を共有することで、担当課と審議会双方で評価しやすくなるものと考えました。

そこで、次の2点について提言します。

(1) 報告書について

以下の点を考慮し、報告書を作成する。なお、平成29年度以降の報

告書書式については、引き続き審議会において検討し、提案していきたいと考えています。

ア 実施内容には、目的（対象）・実施方法・結果を記載し、具体的な記載に努める。

イ 結果については、なるべく客観的に把握できるよう参加者数（できる限り男女別で）、実施回数、配付枚数等を記載するよう努める。

ウ 効果（達成度）の理由には、前年度実績と比較するなど効果や達成度がわかりやすい記載に努めること。また講演会や講習等集客による事業については、アンケートをとるなど事業効果の把握に努める。

エ A B Cや矢印（↑、↓、→）等で表す自己評価欄を新たに設け、事業の進捗（取組結果・効果）が一目でわかるような記載にする。

オ 今後の課題や推進の方向性は、次年度の事業予定を記載するなど、次年度の評価の振り返りに活用できるような記載に努める。

(2) 事業ヒアリングの実施について

報告書だけでは把握できない事業内容や事業担当課が抱える課題など、事業担当課と審議会において互いに理解を深めるため、ヒアリングを実施する。なお、実施方法については、以下のとおり提案します。

ア 実施対象事業

重点施策もしくは審議会において必要と決めた事業

イ 実施方法等

審議会開催時にヒアリングを行うものとする。質問項目等については事前に照会し、事業担当課において回答いただいた内容をもとにヒアリングを行う。

4 終わりに

平成29年度から第5次男女共同参画行動計画に基づく新たな施策が行われます。この度の提言を受け、市が審議会とともに目標達成に向け取り組まれることを願います。

小金井市男女平等推進審議会 (第7期) 委員名簿

会長	佐藤 百合子
副会長	遠座 知恵
委員	浦野 知美
	小野寺 千鶴子
	神田 正美
	瀬上 ゆき
	濱野 智徳
	日野 絵里子
	本川 交
	宮浦 千里

(敬称省略) 名簿は各五十音順

平成30年1月16日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 佐藤 百合子

小金井市第4次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と
進捗管理について (提言)

小金井市男女平等推進審議会 (第7期) は、下記の事項について、別紙のと
おり提言いたします。

記

- 1 事業評価についての基本的考え方
- 2 審議の経過
- 3 平成28年度実績に対する評価及び報告書についての意見
 - (1) 実績に対する評価及び意見
 - (2) 進捗状況調査報告書についての意見
- 4 今後の事業評価と進捗管理について
 - (1) 報告書について
 - (2) 評価事業基準と評価方法の見直しについて
 - (3) 事業担当課ヒアリングの実施について
- 5 終わりに

1 事業評価についての基本的考え方

小金井市男女平等推進審議会（以下、「審議会」という。）では、第4次男女共同参画行動計画の計画期間である平成25年度から、計画の進捗管理と評価の仕組みづくりとして、年次毎の報告書について、事業内容に対する質疑・確認を行うとともに改善してほしい点などを提言してきました。

審議会が事業を評価するに当たっては、市が目指すべき男女共同参画社会「だれもが互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また一人ひとりが輝いて生きることができる社会」という考え方に立ち、意見を述べることを改めて申し上げます。

2 審議の経過

審議会（第7期）は平成28年1月23日～平成30年1月22日の2年間を任期とし、任期後半の約1年間で3回開催し、第4次男女共同参画行動計画の推進について審議しました。

なお、『小金井市第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書平成28年度実績』（以下「報告書」という。）に記載されている、実施内容についてより詳細な状況等を把握するため、10月には審議会委員による事業課へのヒアリングを実施しました。事業内容を理解するうえでヒアリングを実施することは理解を深めるための手法の一つであると考えます。今年度は報告書だけでは把握できない事業内容や課題などについて、事前に審議会より質問を提示した上で、事業課と審議会が相互に意見交換し理解を深めました。また、審議会からの意見や事業担当課の考え方などについて意見交換を行い、報告書の内容について理解の促進が図れました。

その内容も含めて、事業内容と実施状況の検討・評価を行い、第5次男女共同参画行動計画の推進に繋げるために、今後どのような報告書の記載が望ましいかを審議しました。

3 平成28年度実績に対する評価及び報告書についての意見

全体として、実施内容について具体的な説明や数値を記載している項目が、昨年度と比較して増えており、評価するにあたり事業の実態やその効果がとらえやすくなりました。また、効果（達成度）の理由については、男女共同

参画の視点に基づき、判りやすく書かれている事業がありました。

(1) 実績に対する評価及び意見

男女共同参画意識啓発の機会を捉え、的確に周知を図っていくためには、男女共同参画を推進するための講演会等を実施する際、その位置づけについて、参加者にわかりやすく明示していくことが必要であると考えます。

事業実績については、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援の視点から取り組んでいることを評価します(例えば、保育所待機児童解消に向けての取組など)。引き続きこの点の一層の充実に取り組んでいくことを要望します。

また、女性の就労に関する支援については、新規の取組が行われているとともに、その効果が数値を挙げて記載されていることでわかりやすいものとなっていました。今後も男女が共に能力を発揮できる就業環境づくりに向けて取り組んでいくことを望みます。

(2) 進捗状況調査報告書についての意見

前年度と記載内容が変わらない事業もありましたが、前年度と同様の実施内容を継続して行っている場合であったとしても、男女共同参画を推進する視点に立ち、新規に加えた項目や変更した項目などが少しでもあれば、出来るだけ報告書へ記載していくことが望ましいと考えます。また、講演会等で配布したパンフレット数(男女別)や、前年度と比較した増減率を記載することで、事業継続のための基礎データとして活用していくことも可能となります。

また、詳しく報告書の記載を行っている事業と、そうでない事業があるため、記載方法の例示を改善することが必要です。

平成28年度評価から自己評価欄を追加したことにより、各事業について特に力を入れて取り組んだ内容がわかりやすくなりましたが、実施内容について記載のないものがあるため、よりわかりやすくするためにも記載することを望みます。

一方で、自己評価が、A(充実・強化)とB(前年度同様)のみであり、今後も評価のあり方について検討が必要であると考えます。

4 今後の事業評価と進捗管理について

審議会では、男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性

のあるものとするためには、年度終了後における事業実施内容の報告や評価を行い、進捗状況を管理していくことが必要であると改めて認識しました。

報告書の実施内容に加え参加人数や件数など客観的な数値が示されていることで、各事業の内容への理解が進み、評価の際に参考とすることが出来ます。そして、人数について男女別を記載することは、男女の偏りのない多様な参画への意識啓発につながっていくと捉えています。

しかし、実施状況や目的によっては、前年度数値の比較による結果のみで効果を測ることが適当ではない場合があります。その場合であっても、事業の結果として生じた効果の記述を望みます。

以上のことを踏まえた上で男女共同参画の視点については、市の様々な施策を行う中で、必要な視点であることを意識して事業に取り組んでいくことを望みます。そこで次の3点について提言します。

(1) 報告書について

審議会で出された意見に基づき、以下の点を考慮し作成することを提案します。

- ア 新規に取り組んだ項目や内容については漏れなく記載するよう努める。
- イ 既存の事業であっても、新たに追加された視点や項目、変更になった内容などがあれば記載に努める。
- ウ 効果（達成度）の理由に前年度実績と比較して、何パーセント（％）の増減を記載するなど、客観的な数値の把握に努める。
- エ 効果があったと思われる根拠について記述するよう努める。
- オ 今後の課題や目標について具体的に記述するよう努める。
- カ 評価報告書の作成方法については、効率化や簡略化を図るための工夫に努める。

(2) 評価の枠組みと評価方法の見直しについて

評価にあたって、第5次男女共同参画行動計画において重点施策として位置づけられている事業については、重点的に取り組むことを認識し実施する事が必要と考えます。

- ア 重点施策に位置づけられている事業の評価方法について検討を行うよう努める。
- イ 男女共同参画を主な目的としている事業と、関連している事業に分けるなど、評価する枠組みや評価方法の見直しを行うよう努める。

(3) 事業担当課へのヒアリングの実施について

重点施策もしくは審議会において必要と決めた事業などを対象として、事業担当課へのヒアリングを行うことを提案します。なお、質問項目等については、事前に審議会より提示します。

5 終わりに

平成29年3月に策定された小金井市第5次男女共同参画行動計画の基本理念を軸とした、人権の尊重とワーク・ライフ・バランスを中心として、今後も引き続き各事業に取り組み、男女共同参画の推進に努められることを望みます。

小金井市男女平等推進審議会（第7期）委員名簿

会 長	佐 藤 百合子
副会長	遠 座 知 恵
委 員	浦 野 知 美
	小野寺 千鶴子
	瀬 上 ゆ き
	濱 野 智 徳
	日 野 絵 里 子
	本 川 交
	松 本 千 穂
	森 川 覚

名簿は各五十音順

